

## 豊臣期の「一文」の価値について——大和田重清日記から

鴨川達夫

はじめに

各種の史料に取り組むなかで、金銭や物価に関する記事に出くわすことがある。当該の記事を、授業や講演で取り上げるときには、「〇貫」「〇文」などと表記されたその金額が、今日のいかほどに相当するのかを説明しなければならぬ。しかし、当時の金額を今日のそれに換算する目安は、これまであまり示されてこなかったように思う。もちろん、時代によって、また地域によって、事情が大きく異なることは想定しなければならぬから、普遍的な目安など示し得ないと言われればそれまでである。以下において筆者が述べることも、豊臣期の西日本における、という限定つきで理解していただく必要がある。しかし、そうではあっても、目安がまったくないよりは便利だろうし、今後の議論の呼び水になることも期待される。以上のような認識から、本稿の執筆を思い立った次第である。

ところで、豊臣期の研究者にはよく知られた史料として、「大和田重清日記」というものがある。これには、まさに金銭や物価に関する記事が、数多く含まれている。本稿では、それらを材料として、金額換算のための目安を提案してみたい。

記主の大和田重清は、文禄年間（一五九〇年代）、常陸の大名・佐竹

義宣に仕えた人物である。金銭や物価のほかにも、多彩な記事を残しており、それらを通じて得られる印象としては、大和田は義宣の比較的近くにあつて、主人または主家のために、庶務を処理する仕事をしていただ。

「日記」の背景にあるのは、豊臣秀吉による、いわゆる「文禄の役」である。全国の大名が動員されるなか、義宣と佐竹軍も、文禄元（一五九二）年四月ごろから肥前名護屋に滞在して、朝鮮に渡る準備を進めた。しかし、翌年八月、名護屋の陣は解散となり、義宣らは関門海峡を渡って本州へ、山陽道を通って大坂・京都へ、さらに中山道を通って北関東に至り、閏九月に常陸に帰り着くことができた。「日記」は、名護屋に滞在中の場面からはじまり、帰路の模様を克明に記したのち、常陸に帰着後の日々々に及んでいる。

この史料は、原本が佐竹家に伝わり、明治時代の史料調査の過程で、写本が作成された（東京大学史料編纂所架蔵）。その後、小葉田淳氏の注目するところとなり、昭和三十二（一九五七）年に「文禄年間の一申流武士の記録」としてその概要が紹介され（『神田博士還暦記念書誌学論集』所収）、ついで「大和田近江重清日記」として翻刻が発表された（『日本史研究』四四号以下に連載、一九五九年）ことで、学界に広く知られるようになった。近年においては、『高根沢町史』の翻刻があり（同町

史料編Ⅰ所収、一九九五年)、また、佐々木倫朗氏の論文「佐竹氏の朝鮮渡海」(宇高良哲先生古稀記念論文集『歴史と仏教』所収、二〇一二年)は、本史料の記事を活用した研究の一例である。ただし、両者の解題や注記には、原本の近況に関する記述が見られず、前者は史料編纂所架蔵の写本を、後者は小葉田氏による翻刻を、テキストとして利用したという(ちなみに、千秋文庫所蔵の「大和田近江日記」は、体裁や文字づかいが小葉田氏の紹介したものとは異なり、これは原本ではない)。

なお、本史料は、九州史料叢書『近世初頭九州紀行記集』(九州史料刊行会編、一九六七年)にも、翻刻が収められている(ただし帰路の部分のみ)。小葉田氏の翻刻と同書の翻刻を比べてみると、読み方の異なる部分が少なからず発見される。なかには『紀行記集』の読み方がうなずけるケースもある(たとえば、八月二十七日条の小葉田「細」と紀行記集「綱」、九月四日条の小葉田「御簾川」と紀行記集「かはへ川」)。こうした状況をふまえて、本稿では、小葉田氏の翻刻、『紀行記集』の翻刻、および史料編纂所の写本に、等しく目を向けることにした。読み方に異同がある場合は、その場面によりふさわしい、より適当と思われる読み方を柔軟に選び、これをもってテキストを組み立てるつもりである。読者のみなさんのご理解を得たい。

—

冒頭で述べた通り、本稿のねらいは、「大和田重清日記」の記事を材料として、史料上にあらわれる金額が、今日のいかほどに相当するのかわ換算のための目安を提案することである。しかし、ここでは、「日記」の記事に取り組む前提として、まずは「目安を作るための目安」を示しておきたい。

取り上げる史料は、「妙心寺領竿打之帳」(『大日本史料』第十一編之

二十三所収、引用部分は二八四頁および二九一頁)である。天正十三(一五八五)年、京都の妙心寺が、豊臣秀吉や、秀吉のもとで京都の行政を担当した前田玄以などの要人たちに、各種の付け届けを展開した際の帳簿である。購入した物品の名前・数量と、それにかかった費用が、数多く書き上げられている。そのなかに、次のような例がある。

六百文

蜜柑三百

百六拾壹文

饅頭卅

つまり、当時の京都において、「蜜柑」はひとつ二文、「饅頭」はひとつ五文あまりであったというのである(ほかに、「餅」がひとつ五文、という例もある(二八七頁)。この「蜜柑」や「饅頭」が、どのような姿かたちのものであったかは、まったく不明である。おそらく、われわれが思い浮かべる「みかん」や「まんじゅう」とは、かなり違うのであろう。しかし、目安を作る作業であるから、細かいことには立ち入らず、大雑把に考えを進めることをお許しいただきたい。なお、要人への付け届けである以上、これらは、安物ではなかったはずである。

さて、この例を検討するにあたって、当時の一文は今日の一元に相当すると、ひとまず仮定してみたい。すると、みかんはひとつ二円、まんじゅうはひとつ五円であったことになる。しかし、これは、われわれの生活感覚に合致しない。安すぎるのである。これらが「安物ではなかった」とすればなおさらである。

そこで、一文＝一〇〇円のレートに、切り替えてみよう。すると、みかんはひとつ二〇〇円、まんじゅうはひとつ五〇〇円になる。これでは高すぎるであろう。あいだをとって、一文＝一〇円としたい。このレートなら、みかんはひとつ二〇円、まんじゅうはひとつ五〇円である。い

かがだろうか。この、一文＝一〇円というレートをと、とりあえず、「目安を作るための目安」として示しておきたい。

二

「目安のための目安」を念頭に置いて、いよいよ、「日記」の記事に取り組むことにする。冒頭で触れたように、「日記」は九州から関東に至る移動（文禄二年八月～閏九月）の記録を含んでおり、この部分は旅行記としてたいへん興味深い。ここでは、その旅行記のなかから、名護屋～京都間における各種の出費の記事を抜き出してみた。なお、\*を付した例では、銀で支払いが行なわれているが、旅行記には銀と銭を交換する場面が何度もあり（九月六日条など）、換算比率がはっきりしている（おおむね銀一匁＝銭一〇〇文）、それによって換算して示している。

八月十八日	三九文	雑用
八月十九日	一六〇文*	雨合羽の表地
八月十九日	四〇文*	ヂヤウ二つ
八月十九日	五七文	雑用
八月二十日	七六文	雑用
八月二十一日	三六文	御徒衆六人へめし
八月二十一日	四八文	雑用
八月二十一日	一〇〇〇文*	御乗懸の鞍
八月二十二日	四〇〇文*	四反帆の船
八月二十二日	一五〇文*	豊後絞一反
八月二十二日	一〇八文	雑用（同僚三人への振舞を含む）
八月二十四日	一〇〇文	雑用
八月二十五日	四八文	雑用

八月二十六日	七八文	雑用
八月二十七日	四七文	雑用
八月二十八日	一六七文	雑用
八月二十九日	一四三文	雑用
八月二十九日	一〇〇文*	関戸の船賃
九月一日	四八文	雑用
九月二日	八九文	雑用
九月三日	六七文	雑用
九月四日	六八文	駄賃九里
九月四日	一三文	初穂（吉備津神社）
九月四日	三文	牛玉宝印
九月四日	三文	初穂（吉備津神社御釜殿）
九月五日	一六六文	雑用（駄賃を含む）
九月五日	二八文	駄賃三里半
九月五日	一〇五文	雑用
九月六日	一二〇文	雑用（駄賃を含む）
九月七日	一四八文	雑用（駄賃を含む）
九月八日	一二六文	雑用（駄賃を含む）
九月十一日	二七五文	六人・馬の宿泊費、および雑用
九月十一日	九三文	馬の回送、および駄賃（大坂―京都）
九月十一日	一〇文	右につき使用人に手当
九月十一日	一〇文	駄賃（大坂―堺）
九月十三日	一一五文*	食事代（宿舎における）
九月十三日	一三五文*	食事代（同右、のべ一二食）
九月十四日	三〇〇文*	黒茶碗
九月十四日	一〇文	駄賃（堺―大坂）

九月十四日	八文	駄賃（大坂）―京橋
九月十四日	一九文	食事代（朝食、四人分）
九月十四日	一〇〇文	駄賃（大坂）―東寺、昼食を含む
九月十五日	七三文	雑用
九月十五日	一〇九文	前日までの雑用
九月十五日	二〇〇〇文*	御鼓の皮の買い付け
九月十五日	二五〇文*	下緒、半下緒
九月十五日	二五〇文	雑用

このように、毎日こまめに雑用（雑費）を記録していることが、この旅行記の大きな特徴である。そのうち、冒頭の三日（八月十八日～二十日）について、一文＝一〇円というレートを当てはめてみると、それぞれ三九〇円、五七〇円、七六〇円となる。一日の雑費として、いかにもありそうな数字である。

しかし、その次の日（二十一日）の、義宣のお供の者六人に食事をさせたケースでは、一人前の値段は六文、したがって、一食がわずか六〇円であったことになる。翌日（二十二日）についても、通常の雑費が五七文（上記十八日～二十日の平均）であったと仮定すれば、同僚三人への振舞（大和田自身の分も含まれているだろう）にかかったのは五一文であるから、一人前の値段はおよそ一三文、一食が一三〇円ほどであったことになってしまふ。そのほか、九月十一日の宿泊費も、単純に割り算をすれば、一人あたりおよそ四五文、つまり一泊が四五〇円でしかなかったことになる。いや、本来なら馬の宿泊費やこの日の雑費を引き、その上で割り算をしなければいけないところ、それを省いているのだから、実際の値段は四五〇円よりさらに低かったはずである。これらは、今日の生活感覚からすれば、あまりにも安すぎるであろう。つまり、一

文＝一〇円というレートは、もう少し切り上げる必要がある。

それでは、一文＝一〇〇円ではどうかといえ、八月二十八日・二十九日の雑費が一万円をはるかに超えることとなり、これもまた現実的であるとはいえない。であるとすれば、あいだをとって、一文＝五〇円ではどうだろうか。このレートを、上記の諸例に当てはめると、毎日かなりの雑費を支出していたことにはなるが、食事代などは今日の生活感覚に近く、宿泊費はまだ安すぎる感があるものの、かなり現実味が出てくるように思う。ちなみに、まだ触れていない例については、たとえば、九月十三日の宿舎での食事は、一人前の値段が一一文あまり、換算すれば五六〇円あまりとなる。また、十四日の朝食は、一人前の値段が五文弱、換算すればおよそ二四〇円となるが、朝の軽い食事であれば、この程度の値段も十分にあり得るであろう。また、前項で取り上げたみかんとまじゅうは、前者がひとつ一〇〇円、後者はひとつ二五〇円となり、やはり安物ではなかったことになるようだ。

以上の検討をふまえて、筆者としては、一文＝五〇円というレートを、換算の目安として提案するものである。その上で、大和田の出費の検討を、もう少し続けてみたい。ここまでは、作業の都合上、値段の感覚をつかみやすい例に絞って、検討を行ってきた。しかし、もし一文＝五〇円という目安に、一定の賛同がいただけるのであれば、これを非日常的な経費や、高級品の購入などにも、当てはめてみたいのである。

たとえば、八月二十一日、義宣が使うために購入した鞍は一〇〇〇文、換算すれば五万円となる。翌日（二十二日）、関門海峡を渡るにあたって、小型船をチャーターしようだが、その費用は二万円であった。同じ日、おそらく国もとへの土産として、「豊後絞」と呼ばれる染物を購入しているが、これは七五〇〇円であった。上方に入ってから、高級品の買入れが相次ぎ、九月十四日、堺に滞在しているあいだに購入した茶碗

は、一万五〇〇〇円であった。また、十五日に京都で購入した、刀を腰から下げるための緒は、一万二五〇〇円である。そして、同じく十五日に買い入れた、義宣所用の鼓に張る皮に至っては、じつに一〇〇万円もかかったようである。

しかし、いずれの場合も、まったくあり得ない値段であるとは思われず、染物・茶碗・下緒といった、自身のための買い物で、どれも一万円前後であることなど、親近感を覚える読者も多いのではないだろうか。一文〓五〇〇円という目安が、十分に「使える」ものであることを、あらためて確認できたように思う。

なお、念のため繰り返し返しておくが、以上の記述は、もっぱら名護屋（京都間における出費の記事に取り組んだ結果である。つまり、一文〓五〇〇円という目安は、西日本についてのみ有効である。当時、東日本における銭貨のあり方は、西日本の場合とは大きく異なっており、それについては、まさにこの大和田の旅行記に、明確な証言が残っている。すなわち、閏九月二日、信濃から碓氷峠を下り関東に入った場面で、

#### 松井田ヨリ永楽

と述べているのである。上野の松井田から、それまでとは違う世界に入り、永楽銭を主用するようになった、と言っているのである。たしかに、信濃の下諏訪では、大和田一行の旅籠代——宿泊費は一〇四文であった（九月二十九日条）のに対し、松井田では、ほぼ半額の五三文に なっている。「松井田ヨリ永楽」だというのだから、松井田の旅籠代は、永楽銭で支払ったに違いない。そして、永楽銭には、それまで使ってきた銭貨（鑑銭）の、ほぼ二倍の価値があったのであろう。その後の道中で、「六文」を支払うにあたって、「ビタ十二文二」細かくして渡す場面

がある（閏九月三日条）ことから、同じ結論が得られる。であるとすれば、一文〓五〇〇円という目安は、東日本については、一文〓一〇〇円に修正されなければならない。

#### 三

前項では、道中における出費の記事をふまえて、一文〓五〇〇円という目安を導いた。本項では、この目安を、少し違った場面に適用してみた。い。

大和田は、九月十五日、京都において、

七月卅日分ノ御扶持方、六七五十八日分ノ馬ノ大豆ノ分ニ、銀十五匁を与えられている。七月の三〇日分の扶持と、六月・七月の五八日分（付記1）の大豆、ということであろう。また、まだ名護屋に滞在していた六月十四日には、

#### 御ふち方、六月二日より晦日迄、壺石五斗四升

を「請取」っている。行動中の出先での支給であり、「馬ノ大豆」という言葉が明らかであることから、これらは食料・飼料、またはその代金を内容とする、「行動手当」であったと考えられる。

このうち、九月十五日の「銀十五匁」は、前項で触れた比率によって換算すれば、一五〇〇文となる。ここから六月分の「馬ノ大豆」相当額を引き、それを七月の「卅日」で割ったものが、一日あたりの手当——日当の金額である。しかし、六月分の大豆の金額を知るすべはないので、正確さを欠く（少し高額になる）ことは承知の上で、一五〇〇文を三〇

日で割ってしまえば、日当は五〇文であったこととなる。これに、目安の一文 $\parallel$ 五〇円を当てはめると、大和田クラスの武士たちは、日当二五〇〇円で、日々の行動をまかなっていたことになる。

ちなみに、六月十四日の場合は、「二日より晦日迄」の二八日（付記1の通り、晦日は二十九日）に対して、受け取ったのが「壹石五斗四升」であるから、日当は五升五合となる。ただし、これは扶持だけであり、大豆は含まれていない。また、京都では銀で支給されたものが、名護屋では米で支給されたことになるが、これは、支給の原資を調達するにあたって、商業都市の京都（金銀の流通がさかん）では銀の方が、軍事都市の名護屋（兵糧米の集積がある）では米の方が、それぞれ容易にアプローチできたためかもしれない。

それにしても、六月分の扶持こそ六月のうちに支給されているが、七月分の扶持は九月中旬になってからの支給であり、八月分はなお未払いである。大豆に至っては、六月分が七月分と合わせて九月中旬に支給され、八月分はこれまた未払いである。名護屋滞在の末期から帰国の道中にかけて、佐竹軍の財務状況は、良好であったとはいえないようである。

ところで、こうした手当は、受給者にとって欠かせない収入であったかもしれないが、家計の基盤となる収入というわけではなかったであろう。自身の所領からの「上がり」こそが、家計の基盤となる収入であり、手当はあくまでも付加的な収入に過ぎなかったはずである。しかし、「自身の所領」とはいつても、もとをただせば、それは主人から充行われた（または安堵された）ものであり、したがって、そこからの収入は、これも主人が支給しているのだといってよい。手当との違いが際立つように、現代語で表現するならば、所領からの収入は「本俸」であろうか。ここでは、豊臣秀吉とその配下の場合を例にとり、手当と本俸について若干の考察を試みたい。

天正十四年正月四日、秀吉は、次のような文章によって、有馬則頼への扶持の引き渡しを指示した（『大日本史料』第十一編之二十八、同日条）。

有馬中務入道扶持方、貳百參人八木參拾六石五斗四升、但卅日分、可相渡候也、

「八木」とあるから、現物の米が引き渡されるのであろう。分量は「參拾六石」あまりであり、これが「貳百參人」の「卅日分」であるから、一人の一日分は六合である。なお、この二日前には、氏家某の率いる「千參百人」の「卅日分」として、「貳百參拾四石」の引き渡しを指示されており（同書、正月二日条）、ここでも一人の一日分は六合である。そして、この例では、引き渡す米について、「兵糧」という言葉が用いられている。おそらく、有馬に引き渡す扶持もそれと同じ、つまり、食料として支給するのであろう。前出の大和田の例でも、扶持という言葉を食料であろうと判断し、「行動手当」という表現も採用した。

さて、ここに出てきた米の分量（石高）を、本稿としては、錢の分量（貫高）に変換したい。石高と貫高の換算については、これもまた、普遍的な目安などあり得ないというべきであろう。しかし、西日本の一部では、一石 $\parallel$ 一貫のレートによる換算（「石貫」制）が行なわれた事実があり（『国史大辞典』「貫高」の項）、なおかつ、本稿では大雑把に考えを進めることをお許しいただいているので、ここではこのレートを採り入れることにする。

一石 $\parallel$ 一貫であれば、一合 $\parallel$ 一文である。すなわち、秀吉が支給する扶持は、一人の一日分が六文であったことになる。有馬の場合、およそ二〇〇人を動かしていたのだから、有馬に対する一日分、つまり、有馬の日当は、一二〇〇文となる。大和田の例では、日当は五〇文であった

が、大和田一行は、一〇人程度に過ぎなかった(付記2)から、この違いは当然である。むしろ、五〇文を一〇人で割れば五文となり、秀吉の支給する六文とほぼ同じであることに、注意すべきであろう(付記3)。この、五〇六文という相場に、目安の一文〓五〇円を当てはめると、二五〇円〓三〇〇円ということになる。したがって、大和田のように一〇人の集団の長であれば、既述の通りおよそ二五〇〇〇円の日当、有馬のように二〇〇人の集団の長であれば、およそ五万円の日当であったことになる。月額に直せば、それぞれ七万五〇〇〇円、一五〇万円の手当である。当時の武士たちは、本俸のほかに、このぐらいの付加的な収入を得ていたのであった。

これに対して、本俸の大きさは、どの程度であっただろうか。天正十四年正月十八日、溝江長澄は、秀吉から、次のような文書を与えられた(『大日本史料』第十一編之二十八、同日条)これによって、溝江の所領の大きさを、知ることができる。

越前国金津本知之内千石、同府中近辺千五百石、并於上方千石、都合参千五百石事、令扶助訖、

総計の「参千五百石」という数字は、これらの所領が「年間三五〇〇石相当の価値(米麦など)を生む」ことの表示であると、理解すればよいだろうか。であるとすれば、溝江は、三五〇〇石の「年俸」を、支給されていたことになろう。この数字に、一石〓一貫のレートを適用すれば、溝江の年俸は、三五〇〇貫〓三五〇〇万円となる。そして、これに目安の一文〓五〇円を当てはめると、溝江の年俸は一億七五〇〇万円であったことになる。今日の富裕層には、年俸(または年収)がこのぐらいである人や、これ以上である人が、おそらく少なくないであろう。納

得できる結果が出たように思う。

ちなみに、前出の有馬は、天正十三年九月十六日の時点で、秀吉から与えられた所領の総計が四五五〇石であった(『大日本史料』第十一編之二十、同日条)。つまり、有馬と溝江は、ほぼ同格であったといえる(有馬の年俸は二億二七五〇万円)。秀吉の中堅どころの配下は、二億円前後の年俸を支給され、行動の際には月額一〇〇万円単位の手当を付加された、と要約することができそうである。

なお、大和田については、文禄四年七月十六日の時点で、その所領は二〇〇石の規模であったようだ(『茨城県史料』中世編V、一六一頁)。換算してみると(東日本向けの目安を適用)、これは二〇〇〇万円となり、有馬や溝江とはかなり格が違う。しかし、今日の通常の金銭感覚からすれば、これでも十分に立派な年俸であることはいうまでもない。

付記1 次に示す例がそうであるように、六月二日を初日として数えれば、たしかにこの日数になる。この年の六月は、二十九日が晦日である。

付記2 たとえば、前項で触れた、閏九月二日、松井田の旅籠の場面では、「九人」であった。ただし、配下の者に別行動をさせることがしばしばあり、総人数を正確に数えることは困難である。

付記3 ただし、大和田の例では、扶持と大豆を合わせて日当としたのに対し、有馬の例では、大豆等の飼料について、明確なことがわかっていない。

おわりに

以上、本稿では、一文〓五〇円という目安を提案し、これをさまざまな場面に当てはめることを試みた。このような取り組みであるから、念

頭に置いていたのはもっぱら銭であったが、大和田が銀を用いたことにも触れることができ、銀と銭の交換比率は銀一匁Ⅱ銭一〇〇文であったとした。つまり、一匁の重さの銀塊には、五〇〇〇円の価値があったことになる。ここでは、大和田がさらに金も用いたことを示し、その価値にも言及して、本稿の結びに代えることとしたい。

大和田の旅行記には、たとえば次のようなかたちで、金にかかわる記事が見られる（九月二十一日条）。

金拾三匁三分、宗意憑両ニ替ル、此銀百十式匁七分アリ

一三・三匁の重さの金塊を、宗意という人物に依頼して、銀に替えているのである。得られた一一二・七匁の銀を、さらに銭に替えるとするれば、一万一二七〇文となる。五六万三五〇〇円である。一匁あたりの数字は、四万二〇〇〇円あまりになる。銀は一匁Ⅱ五〇〇〇円であったから、金には銀の八倍あまりの価値があったことになる。しかし、大和田の出費においては、すでに示した通り、銭による支払いがほとんどであった。つまり、大和田は、手持ちの（または調達した）金を銀に替え、また銀を銭に替え、その銭によって日々の行動をまかかったのである。ちなみに、金については、次のような記事もある（九月二十日条）。

五両ノ金、藤九憑テ、切分色ヲ付ル

「匁」という重さの単位ではなく、「両」という単位が使われているから、これは金塊ではなく、「五枚の金貨」なのであろう。「切分色ヲ付ル」は、切れ分に色を付ける、と読みたい。国語辞典を開くと、次のような言葉が示されている（『日本国語大辞典』）。

きれきん【切金】金貨のうち、表面が切り裂けているもの。疵金（きずきん）同様一般にきらわれ——た

これをふまえると、大和田は、藤九という人物に依頼して、五枚の金貨のうち、使い込まれて切れ目のできた分（切れ分）に、金色の塗料（金粉を溶いたものだろうか）を付けて、補修したのではないかと思われる。それは、もちろん、手持ちの金貨の価値を、落とさないうためであろう。このような努力もしながら、大和田は旅行を続けていたのである。